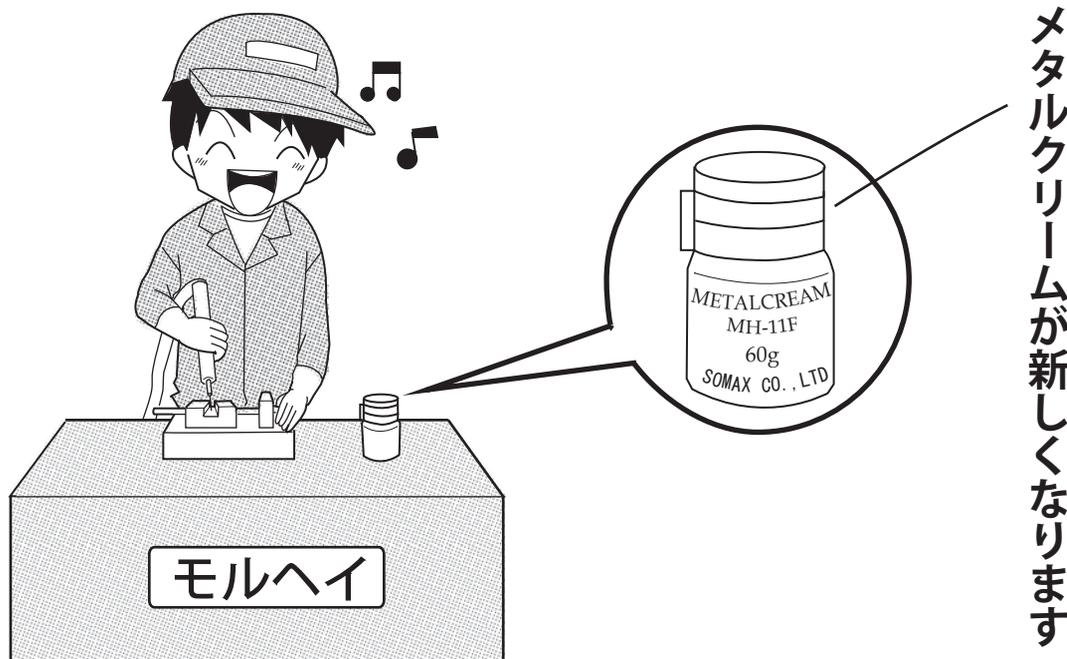


モルヘイユーザー様 各位

新メタルクリームの発売のご案内

MH-2F, MH-4F, MH-8F, MH-11F



- 特定化学物質障害予防規則等の改正によりコバルトを含有している溶接材については、使用する際に様々な健康障害防止措置が平成 26 年 1 月から義務付けられるようになります。(別紙参照)

当社では平成 25 年 10 月 2 日より、コバルトを含有しない新しいメタルクリームの販売を開始します。

新メタルクリーム名称：MH-2F、MH-4F、MH-8F、MH-11F

販売開始日：平成 25 年 10 月 2 日

新メタルクリーム価格表

商品名	価格
メタルクリーム (約 60g) MH-2F	24,000_
メタルクリーム (約 60g) MH-4F	24,000_
メタルクリーム (約 60g) MH-8F	24,000_
メタルクリーム (約 60g) MH-11F	24,000_

コバルトを1%以上含有する溶接材を使用する場合、 平成26年1月から法規制が大変厳しくなります！

□発散抑制措置

対象物の製造・取扱い作業全般について、対象物から発散する粉じん、ヒューム等に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じる必要があります。

1. 対象物の粉じん、ヒューム等が発散する屋内作業場での発散抑制措置

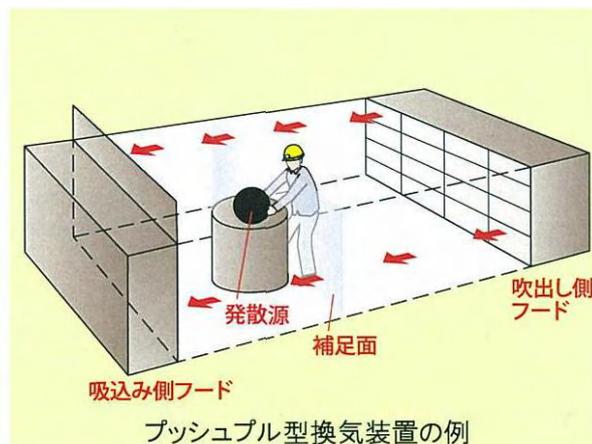
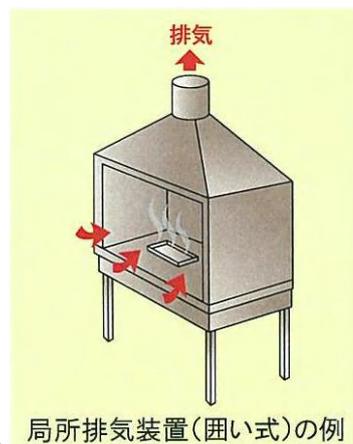
- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設けるなど、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

2. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること
(局所排気装置の性能は抑制濃度として $0.02\text{mg}/\text{m}^3$)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと
- ③ 設置計画の届け出(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出ること)

3. 除じん装置の設置

対象物の粉じんを含有する気体を排出する、製造設備の排気筒、屋内作業場の局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること



□作業環境測定

対象物を製造・取り扱う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 測定の結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う
- 測定の記録および評価の記録を30年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
コバルト及びその無機化合物	$0.02\text{mg}/\text{m}^3$	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法

□コバルト及びその無機化合物を扱う場合の措置

- 作業場の床等を水洗等によって容易に掃除できるものとし、一日に1回清掃する

※適用法令:「特定化学物質障害予防規則」「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」

詳細につきましては各労働基準監督署にお問い合わせ下さい